

議案第94号，第95号

令和元年 1 1 月 2 5 日

令和元年 1 2 月 定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 94 号	鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	1
議案第 95 号	鈴鹿市職員給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	12

議案第 9 4 号

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(別 紙)

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員

第1節 給料（第4条―第6条）

第2節 手当（第7条―第15条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員

第1節 報酬（第16条―第24条）

第2節 期末手当（第25条）

第3節 費用弁償（第26条・第27条）

第4章 雑則（第28条―第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項に基づき、同法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員を除く。）のうち、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 会計年度任用職員 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。

(2) フルタイム会計年度任用職員 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

(3) パートタイム会計年度任用職員 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 会計年度任用職員の給与は、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とし、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当とする。

第2章 フルタイム会計年度任用職員

第1節 給料

(フルタイム会計年度任用職員の給料表等)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、給与条例第3条第3項に規定する等級別基準職務表に定めるところによるものとする。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 給与条例第6条の2及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

第2節 手当

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第28条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第8条 給与条例第6章の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第9条 給与条例第32条第1項、第2項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務を命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第10条 給与条例第33条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当について準用する。この場合において、同条第2項中「正規の勤務時間中に勤務する」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）中に勤務する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第11条 給与条例第34条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第12条 第9条において準用する給与条例第32条、第10条において準用する給与条例第33条、前条において準用する給与条例第34条及び次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第13条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鈴鹿市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は勤務時間条例第10条第1項に規定する休日若しくは代休日である場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理）

第14条 第9条において準用する給与条例第32条、第10条において準用する給与条例第33条及び第11条において準用する給与条例第34条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、第42条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の130以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者を同じくするものに限る。次項及び第25条において同じ。）の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日までフルタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第3章 パートタイム会計年度任用職員

第1節 報酬

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額、日額又は時間額とし、常勤の職員の給与との権衡並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して、給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表の1級の最高号級の額を月額の上限として任命権者が規則等で定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第17条 給与条例第41条の4から第41条の17までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第18条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で任命権者が規則等で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にあっては、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にあっては、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1

週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で任命権者が規則等で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。

（1） 第1項の規定による勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

（2） 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第19条 勤務時間条例第10条第1項に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で任命権者が規則等で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第20条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務す

ることを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第21条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、任命権者が規則等で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第22条 第18条から第20条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 当該月額に12を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額
- (2) 日額による報酬 当該日額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 当該時間額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第23条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第10条第1項に規定する休日又は代休日、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時

間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第24条 第18条から第20条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額及び第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

第2節 期末手当

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日までパートタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6

月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第3節 費用弁償

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第28条第1項各号に掲げる職員に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）は、給与条例第28条第2項に規定する額を上限として規則で定める額とする。

3 給与条例第28条第3項から第6項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）の規定の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務の級は、給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表における1級に相当するものとする。

第4章 雑則

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第28条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が規則等で定めるものとする。

(口座振替による支払)

第29条 会計年度任用職員の給与は、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第30条 給与条例第7条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(委任)

第 3 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が規則等で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(期末手当の特例)

- 2 令和 2 年 3 月 3 1 日まで鈴鹿市の 1 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を除く。）を占める職員であって、その 1 週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるものとして任用されていた職員に対する第 1 5 条第 3 項の適用については、同項中「前会計年度の末日までフルタイム会計年度任用職員」とあるのは「前会計年度の末日まで鈴鹿市の 1 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を除く。）を占める職員であって、その 1 週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの」とする。

(給与条例の一部改正)

- 3 給与条例の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」を加える。

(鈴鹿市職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 4 鈴鹿市職員の旅費に関する条例を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「職員」の次に「（同法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員を除く。）」を加え、「ことを目的」を「もの」に改める。

議案第 9 5 号

鈴鹿市職員給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
について

鈴鹿市職員給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改
正する条例

(別 紙)

提案理由

市職員の給与改定を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、こ
の議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市職員給与条例（昭和 2 4 年鈴鹿市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条の 4 第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「， 6 月に支給する場合には」を，「1 0 0 分の 1 1 2. 5）」の次に「， 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 7. 5（特定管理職員にあつては， 1 0 0 分の 1 1 7. 5）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900	408, 100
	2	147, 200	197, 300	233, 100	266, 000	291, 900	321, 400	365, 500	410, 500
	3	148, 400	199, 100	234, 600	267, 800	294, 000	323, 700	367, 900	413, 000
	4	149, 500	200, 900	236, 200	269, 900	296, 000	325, 900	370, 500	415, 400
	5	150, 600	202, 400	237, 600	271, 600	297, 900	328, 100	372, 400	417, 300
	6	151, 700	204, 200	239, 300	273, 400	300, 000	330, 100	374, 900	419, 600
	7	152, 800	206, 000	240, 800	275, 200	302, 200	332, 300	377, 200	421, 700
	8	153, 900	207, 800	242, 400	277, 200	304, 200	334, 500	379, 700	423, 900
	9	154, 900	209, 400	243, 500	279, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900
	10	156, 300	211, 200	245, 000	281, 200	308, 400	338, 600	384, 800	428, 000
	11	157, 600	213, 000	246, 600	283, 100	310, 600	340, 600	387, 400	430, 100
	12	158, 900	214, 800	247, 900	285, 000	312, 900	342, 800	390, 100	432, 200
	13	160, 100	216, 200	249, 400	287, 000	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900
	14	161, 600	218, 000	250, 800	288, 900	317, 100	346, 600	394, 800	435, 700
	15	163, 100	219, 700	252, 100	290, 800	319, 300	348, 600	397, 000	437, 700
	16	164, 700	221, 500	253, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400	439, 700
	17	165, 900	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600
	18	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400
	19	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200

20	170, 400	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	446, 900
21	171, 700	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700
22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200
23	177, 000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600
24	179, 600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100
25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800
27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100
28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300
29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
30	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000
35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700
36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300
37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600
41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600	
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700		
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000		
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300		
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600		
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900		

69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100		
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400		
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700		
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600			
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800			
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000			
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600			
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800			
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000			
94		294, 900	342, 600					
95		295, 200	343, 100					
96		295, 600	343, 500					
97		295, 800	343, 700					
98		296, 100	344, 100					
99		296, 500	344, 500					
100		296, 900	344, 800					
101		297, 100	345, 100					
102		297, 400	345, 500					
103		297, 800	345, 900					
104		298, 100	346, 300					
105		298, 300	346, 800					
106		298, 600	347, 200					
107		299, 000	347, 600					
108		299, 300	348, 000					
109		299, 500	348, 500					
110		299, 900	348, 900					
111		300, 300	349, 200					
112		300, 600	349, 500					
113		300, 800	350, 000					
114		301, 000						
115		301, 300						
116		301, 700						
117		301, 900						

	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、

第１１条に規定する職員を除く。

第２条 鈴鹿市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第２条に見出しとして「（給料）」を付し、同条中「通勤手当」の次に「，単身赴任手当」を加える。

第５条に見出しとして「（級別定数及び昇給の基準）」を付し、同条第１項中「市長又は」及び「任命権者が定める」を削り、同条第７項中「すべて」を「全て」に改める。

第１１条に見出しとして「（非常勤職員等の給与）」を付し、同条中「市長又は」を削る。

第２１条に見出しとして「（扶養手当の支給区分）」を付し、同条第１項中「市長又は」を削る。

第２２条に見出しとして「（住居手当）」を付し、同条第１項各号中「１２，０００円」を「１６，０００円」に改め、同条第２項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第１号中「２３，０００円」を「２７，０００円」に、「１２，０００円」を「１６，０００円」に改め、同項第２号中「２３，０００円」を「２７，０００円」に、「１６，０００円」を「１７，０００円」に改める。

第３５条の２に見出しとして「（宿日直手当）」を付し、同条第１項中「市長又は」を削る。

第３７条に見出しとして「（出張中の職員に対する取扱い）」を付し、同条中「市長又は」を削る。

第４２条の４に見出しとして「（勤勉手当）」を付し、同条第２項第１号中「，６月に支給する場合には１００分の９２．５」を「１００分の９５」に、「１００分の１１２．５」，１２月に支給する場合には１００分の９７．５（特定管理職員

にあつては、１００分の１１７．５」を「１００分の１１５」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１６年鈴鹿市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
１	３７５，０００
２	４２２，０００
３	４７２，０００
４	５３３，０００

第５条第２項中「１００分の１６７．５」を「６月に支給する場合には１００分の１６７．５，１２月に支給する場合には１００分の１７２．５」に改める。

第４条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「６月に支給する場合には１００分の１６７．５，１２月に支給する場合には１００分の１７２．５」を「１００分の１７０」に改める。

附 則

（施行期日等）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条並びに附則第３条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

２ 第１条の規定（鈴鹿市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第４２条の４第２項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第３条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第５条第２項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成３１年４月１日から適用する。ただし、改正後の給与条例第４２条の４第２項の規定及び改正後の任期付職員条例第５条第２項の規定は、令和元年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第22条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第22条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第22条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第22条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。